

教育長定例記者会見 会見録

日時：平成31年2月8日 16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・南伊勢高校における遠隔授業の公開（発表）
- ・みえ科学探求フォーラム2018（発表）
- ・平成30年度三重県キャリア教育フォーラム（発表）

質疑事項

- ・発表項目について
- ・児童虐待防止に係る教育委員会及び学校の対応について
- ・三重県いじめ防止基本方針について
- ・いじめ重大事態について

発表項目

（教育長）私から3点発表いたします。1つ目は、南伊勢高校における遠隔授業についてです。2月15日、金曜日に、南伊勢高校の南勢校舎と度会校舎においてICT機器を使った合同授業型の遠隔授業を行います。三重県では、県立高校活性化計画で「小規模な学校で学ぶ生徒のより幅広い教科・科目の受講や学校の枠を越えた交流等、さまざまな教育機会の充実につながるよう、ICTを用いた遠隔授業の研究を進める」としています。小規模な高校において遠隔授業を行い、生徒が他校の生徒と話し合うことにより、多様な意見や考えに触れる機会が増え、生徒の学びの質が高まることが期待できます。南伊勢高校には南勢校舎と度会校舎があり、学校行事や部活動などで、普段から両校舎の交流があります。昨年度からICT機器を活用して始業式や終業式を合同で開催してきました。今回はこれらの取組の一環として、両校舎の2つの教室をWeb会議システムでつないで授業を実施します。南勢校舎の生徒21人と度会校舎の生徒21人を対象に、1年生理科の「科学と人間生活」の授業を両校舎の理科教諭が合同で授業を担当します。内容は「光の進み方とその基本的性質」の単元で、光の性質を身近な虹を題材にして、簡単な実験等を通じ、生徒たちが各班で考え、話し合ったことを両校舎間で交流しあう合同授業型の遠隔授業です。高校生が、それぞれの校舎の教室で、同じ学習テーマに基づいて話し合ったことを、遠隔授業によって対面して意見交換する中で、学習を深めたり生徒間の交流が活発になることを期待しています。

2つ目は、「みえ科学探求フォーラム2018」です。2月16日に、三重県総合文化センターとMi e Muにおいて「みえ科学探求フォーラム2018」を開催します。このフォーラムは、中学校、高等学校の生徒が取り組んだ自由研究や課題研究等に係る研究成果を発表するとともに、小学校、中学校の児童・生徒が科学を体験することで、児童・生徒が持つ自然科学・社会科学・人文科学に対する興味・関心をさらに高めることを目的としています。今年で3回目の開催となります。昨年度までは「みえ自然科学フォーラム」と

して開催してきましたが、今回からは児童・生徒への科学の興味・関心の広がりに応えられるよう、名称を「みえ科学探究フォーラム」と改め、自然科学分野だけでなく、社会科学分野や人文科学分野にも対象を広げて開催することとしました。発表する女子生徒も全体の47%を占めるなど数多く参加してきており、女子生徒の科学に対する興味・関心も高まってきております。具体的な内容については、2の内容をご覧ください。(1)(2)にありますように、高校生や中学生による研究成果発表があります。高校生の発表では、生徒自ら設定した課題に対し、フィールドワークや実験を通じて取り組んだ「探究的な活動」の研究成果について、発表を行います。優れた発表に対しては表彰をします。また、中学生の発表では、自由研究等の研究成果をポスター等にまとめて展示発表します。例えばなんですが、今年、伊勢高校の生徒は、「制約下における心豊かな暮らし方」として、環境問題の解決を図りながらも、我慢や削減ばかりの窮屈な暮らし方ではなく心豊かなライフスタイルを模索する研究とか、津西高校の生徒は、「全三重県民における伊勢志摩サミットの利益とは？」として、伊勢志摩サミットの成果を経済面のところからだけでなく、その他の視点からも考えた研究をします。(3)の講演では、MieMuの大野館長から、「お作法を知って科学を10倍楽しむ」というテーマで、科学とはなにか、またその楽しみ方などについてお話しいただきます。(4)高校生による小中学生向け科学体験講座では、スーパーサイエンスハイスクール指定校や理数科設置校の高校生生徒が、科学体験講座を開催し、小中学生に科学のおもしろさや不思議さを体験してもらいます。

3つ目です。30年度の「三重県キャリア教育フォーラム」です。2月19日に「三重県キャリア教育フォーラム」を三重県総合文化センター小ホールにおいて開催します。このフォーラムは、キャリア教育を一層推進し、三重の子どもたちが働くことや職業についての理解を深め、将来、自立した社会人として積極的に社会参画できる力を身に付けられるよう、26年度から開催しています。フォーラムは2部構成となっており、第1部では、職場体験等受入事業所への感謝状の贈呈式。2部では、実践発表を行います。1部では、連続5年以上インターンシップを受け入れる等、学校のキャリア教育の推進に貢献していただいている27事業所、それからデュアルシステムでは2事業所に感謝状を贈呈します。また、感謝状の贈呈を受けて以降、連続して10年インターンシップを受け入れる等、長年にわたりキャリア教育の推進に貢献していただいている5つの事業所には特別感謝状を贈呈します。この贈呈事業所は配付した資料の2枚目に示したとおりです。2部のキャリア教育実践発表では、「学校と社会をつなぐキャリア教育」をテーマに実施します。具体的には、地域の人材育成に尽力していただいている尾鷲商工会議所から、小学校を対象とした職業体験や、尾鷲高等学校でのインターンシップの取組を発表していただきます。それから、本年度のキャリア教育文部科学大臣表彰を受賞した四日市の羽津中学校、南伊勢の教育委員会、桑名北高校からは、学校の学びと社会をつなぐ実践について発表いただきます。キャリア教育文部科学大臣表彰については、12月7日に資料提供させていただいておりますが、その取組概要を本日の発表資料にお示ししております。

発表項目に関する質疑

(質) 遠隔授業ですが、これは何か特別な機器みたいな物が必要になるんですか。

(答) 今、学校にあるICT機器を活用してやるということですので、特別に何かを持ってきてということではありません。

(質) 今までもやっているんですか。

(答) 始業式とか終業式なんかについては、両方とも子どもの数が少ないので、両方付けてやっていると、一体感を持つみたいな感じでやっています。分校と別れているので、一つの学校ですよというイメージでやっています。ただ、授業みたいな形をするのは、今回、初めてということですよ。

(質) 授業は初めてなんですか。

(答 教育政策課) 練習的な試行はしてきましたけれども、本格的にこうやって合同型の授業をするのは初めてです。始業式・終業式は、一つの学校ですので、校長先生も一人です。そういう形でやってきました。

(質) 今回は試行ではなくて、本格導入ということなんですか。

(答 教育政策課) まだ試行ではあります。これで単位を認定することではなく、元々は両方に理科の先生がいるので、普通の授業で単位認定はあるんですけども。

(質) 南伊勢高校で遠隔授業をするのは、そういう試行を含めても初めてですか。南伊勢高校としては。

(答 教育政策課) 試行というか、試行的なことはこれまでもしてきましたが、本格的に生徒が・・・。

(答) 試行と、その準備のためのやりとりと、どう違うのかだけ。

(質) ちょっと質問を変えて、これを今後、どうしていきたいかというのは、何かあるんですかね。広げていくかどうか。

(答 教育政策課) こうやって活発に生徒がやりとりできるようになればですね、回数を増やしていきたいと思えますし、それで正式な科目の中で、こういう遠隔授業の位置づけもカリキュラムの中に入れていけると。

(質) それは、南伊勢高校内でということですか。

(答 教育政策課) そうです。

(質) 他の学校はどうですか。

(答 教育政策課) 他の学校は、やろうかなという考えを持っているところはありますけれども、まだ導入というか、試行には至っていません。

(質) 南伊勢高校が選ばれたっていうのは、やっぱり小規模な生徒数ということ踏まえて。

(答) そうです。

(答 教育政策課) 生徒数が少ないので、こうすることによって、お互いの生徒の意見を交わすことができるということと、校舎制をとっているということ、一つの学校ということもあります。

(質) 公開するのは、初めてということですか、つまり。

(答 教育政策課) そうです。

(質) 試行がどうというか、やっちはいるという。

(答) できるかどうか、実験的にやってきて、とりあえず、実験でうまく授業みたいな形ができるというのが整ったので、試行という形でやってみよう。これがうまく成功し

ていけば、本当の授業として、こういう授業もあるなということが踏まえれば、次年度以降、一つの授業としてやっていこうかという意味合いです。

(質) ようやく、ちょっと整いかけてきたので公開しますということですよ。

(答) そうです。

(質) 本格的にやるのは、その次ですよ。

(答) そうです。

(質) これ予算は何がついてるんですか。30年度予算で新規事業があったとか。

(答 教育政策課) 予算というのではないです。ただ、こうやって活性化の中でWEBカメラというのが要りますので、それは学校に配置しております。

その他の項目に関する質疑

○児童虐待防止に係る教育委員会及び学校の対応について

(質) 千葉の児童虐待の関係で、教育委員会が保護者の威嚇的な態度に屈して、アンケートを流していたという事案がありましたけど、保護者の威嚇的な事案に対して三重県の場合はどうしているかとか、対策をとっているのがあれば聞かせてください。

(答) 対策をとっているというよりも、県教委も含めて市教委も、ああいうことは絶対してはならないことっていう認識は全職員持っています。でも、私たち報道でしか内容を承知しておりませんが、あれはどんなことがあってもやってはならないことだと各市町教委も思っているし、思っているというか実行しているし、県教委も思っています。知事の会見の時にもあったように、総合教育会議の時に県教委に対して市町教育委員会にもきちっとそのことを徹底してというお話がありましたので、2月13日に市町等教育長会議が開催されます。その時にもこのことについては徹底というか、そういう話をさせていただこうと考えています。

(質) してはいけないということは、向こうの人も当然思っていて、絶対やってはいけないと改めて言っても、たぶん今までの状況と同じなわけで。例えば、こういうケースがあったら、警察に依頼するとか、そういう仕組みみたいなものはできているのか。できていないなら、これからこれを受けて作らなければいけないとかありますか。

(答) 課長。今の状況をいいですか。

(答 生徒指導課) 児童虐待に関しては、学校に子どもが長い時間いるので、疑いを含めて通告をするように市町教育委員会と県立学校にはお伝えしています。そのうえで、柏の件のような保護者が強制的に面会を求めてきたであるとか、難題を言ってきたときにも、子どもにとって何が最善かを考えて、専門者である警察や児童相談所と連携しながら対応するようにお伝えしているところです。

(答) それは、既に通知というか、そういうことで整っているんですね。三重県の場合。

(答 生徒指導課) 少し前になりますが、平成24、25ぐらいに。いつだったか手元に資料がないのであれですけど。通知があった際に市町や県立学校にはお伝えしましたし、警察とは特にブロック会議等でお互い顔が見える関係を作るといこともしておりますし、児童相談所とは講師に来ていただいて虐待、それから対応等の話をさせていただいている。

(質) 同じような話で、三重弁護士会とか弁護士会と一緒に県教委が学校に関する法律的なことを相談できる体制を整えるとか、新たにあるのか。津市の場合は、当初予算のなか

で、スクールロイヤーとは違うが、協定を4月に結んで、そのうえで相談できる体制を年30回程度設けると発表があったが、県は県立高校ですけど、そういった部分で何かありますか。

(答) 県も新たにということではなく、いろいろな案件があるので、そういう時に応じるように弁護士とは常に相談が取れる体制を既に作っています。

(質) それはどうやって作ってるんですか。学校単位で決まった弁護士とかいるのか。

(答) そういうわけではありません。県教育委員会が弁護士に相談するときがありますし、学校が弁護士に相談する時があります。それは常に何かの事案が起こりそうなきなどなどどうしたらいいのか相談をいろんなところでやっています。

(質) 県の顧問弁護士とか。

(答) そうです。

(質) 2月13日の市町等教育長会議は、今回の千葉の一件を受けて、緊急で開くことになったのですか。そもそも予定していたのですか。

(答) 年に4回市町等教育長会議をするのですが、次が2月13日ですが、その案件のなかに、新たに、今日も柴山大臣の会見で1か月を目途にそれぞれの自治体の教育委員会に調査するというのも、どうされるかわかりませんが、そういう内容も踏まえながら13日には市町教育長にしっかりと共有しあう予定をしています。元々、いじめの基本方針であるとかは項目の一つであったが、今回のことは資料とかつくって新たに議題のなかに入れないといけないと考えているところです。

(質) 例えばこれまでに、同様に保護者が子どものアンケートを見せてくれとか、アンケートに限らないが、いじめのことであったりとか、無理やり開示させようと学校に来たということが三重県内でもしあれば、把握しているか。

(答 生徒指導課) 把握していません。

(質) もし、学校でそういうことが起こったときに、事務局の方に報告がある体制になっているのか。

(答) もし、小中学校でそのようなことがあれば、市町教育委員会にいくだろうし、それが必ず県教育委員会に報告をすることになっている。

(質) これは何に基づいてっていうのは。

(答 生徒指導課) 保護者対応に関わらず、市町教育委員会で対応したことは特に必要と当該の学校とか市町教育委員会が思ったことについては、報告をいただいている。

(答) 何に基づいてというわけではなく、報告は来ます。遅いとか早いとかはあるかも知れませんが。

(質) 例えば今回のようになっていうからそれはくるようになってるという、仮にそのレベルの問題もあるじゃないですか、どれぐらいのこと言ってくるかとか、これぐらいで収まったとか、すべて報告を受けるようになっていうのが、例えばこういうふうな話についてはあげなさいとか決まってるとか、そういうふうをお願いしてるという、具体的なものはあるんですか。

(答) 今回のようなことについては必ず上がってきているということしかわかりませんが、どういうレベルになればっていうのもありますが、私も心配になって実際に市町教育委員会の知り合いとかに聞いてみると、どの市町教育委員会でもああいうことは絶対には、見

せるということはどんな、威圧的な行動のぎりぎりのことは市町の現場ではあるようなんです。でもそれは絶対してはいけないことなので、絶対しないというふうなことを、すべて調査したわけではありませんけどそういうことは言ってもらってます。ただ言われるようにどのレベルのが上がってきているとなると、どこまでが威圧的だったのかと、そこまで把握しきれていませんので、そういうことについても、2月13日の会議の時には、基準をお示しすることまではできないかわかりませんが、具体的にお話をさせてもらわなければいけないなというふうに思います。

(質) 要は例えばそういう事案があった時に、こういうケースはこういう手順を取ってくださいみたいなのは、今決まってるものはないということなんですね。

(答) そうですね。今はないですね。本当に個人情報保護という大きな網の中で絶対出してはいけないし、特にこういうことについては、DVなんかもそうですけど、当事者間のあるところについては、教員でない私にも当たり前ですけど、絶対あってはならないというのは、それでもというのは何かあったのかそこはわかりませんが、ありえないというのが事実だと思いますね。今決まったルートは、決めたものはないってことですかね。

(答 生徒指導課) 虐待に関していえば、学校が知りえた場合は、一義的には居住区の市町の子ども福祉の窓口でそこから児童相談所という動きです。あとは動きの主体は児童相談所なり市町の福祉部です。

(答) それは虐待に関してですよ。それは福祉部局なんで、聞いてみえるのは、教育委員会で、学校で知りえたときについていう。だから、学校で知りえたものについても、それが今回のような例であった場合には、まず市町の児童福祉の方へ伝え、かつ市教委の方にも話をするというのが実態で、それが市教委から県教委へ、そっちからまた児童相談所の方にとということ、2つのルートでお互いに共有、それぞれ市の単位、県の単位ですというのが現実になっている、書いたものがあるかって言うと、虐待に関してはそっちの児童福祉局でっていうのは書いてありますね。

(答 生徒指導課) そうですね、子ども・福祉部の方ですけども、私たちの方でも29年3月に、学校での児童虐待気付きリストを、28年11月ですね、学校の方に周知をされていて、その中に、日々の子どもの観察、・・・。

(質) 何か、話が変わっているんですけども、虐待に気付くかどうかの話ではなくて、威圧的な態度を保護者がとってきたときの話をしている訳であって、そういうのは決まっていなくていいものがあるのではないですか。

(答) 大変、失礼いたしました。

(質) 決まっていなければ、何か決めていくという気持ちはありますか。国からの色々な指示を待ってということもあると思うんですけども。

(答) 言われるように絶対にあってはならない、ありえないことではあるけれども、それでも起こってしまったと言った以上は、どう書き込むか、どうルート、まだ頭の中で整理できていませんけれども、何らかの形で私たちの中で共有していかなければならない事項だなというふうに思います。

(質) 今回の千葉の虐待を受けて、新たにしたこと、これからしようとしていることで、具体的にあるのは、2月13日の市町等教育長会議で注意喚起等を促すということ、1点でよろしいんですか。

(答) そうですね。今具体的にはそうです。その中身として、いろいろご質問いただいたような内容について、どこまで2月13日までにできるかは別ですけど、行為として起こすのは13日の時に言うと、今はそれですね。

(質) 他に何か市町の状態をオフィシャルに確認をしたりとかっていうのも今のところは決まっていないということですか。

(答) それが多分、文部科学省の今日の会見で、概ね1か月以内に緊急点検するというようなことが出ておりますので、それがどういうものか、同じような内容でまた調査するというのもあれですので、これを待ってということですか。多分程なく来ると思いますので、それも含めてどのような調査にするのか、調査項目を増やすのか、まだ何も考えていない状況です。

(質) 2月13日の会議でもその件について話す予定か。

(答) どこまでその話をするかはわかりませんが。

(質) 13日の会議についてはもうご案内いただいていたか。

(答) 記者発表資料はまだです。

(質) 週明けなんで早めに出してもらっていいですか。

(答) 申し訳ないです。すいません。

(質) 13日に話をしようっていうのが、ちょっと漠然としすぎるんで、もうちょっとしつかりと言ってもらいたんですけど、保護者からの威圧的な行為があった場合は、迅速に報告するように求めるとその場で言うということなんですかね。

(答) 今考えているのは、威圧的な行為があった場合においては、当たり前のことですけど、それに屈してはならないということですか。第一義的に伝えなくてはいけないのはそれです。

○三重県いじめ防止基本方針について

(質) いじめの基本方針の改定は、今日承認されたということですか。

(答) いじめの基本方針についても、今日議題に出させていただいたんですけど、今回の千葉県の話もあって、どういった形で情報を保護するかということも、もう少し書き込んだほうがいいのかという事務局側の考えもありまして、そこをもう少し話をさせていただいて、このままでよければこれですけど、もう少し事務局の中でそこを書き込むかどうかというのを、例えば、お手元の5ページにあるかと思うんですけども。

(質) そうすると、一旦止めて事実確認ですけども、今日これ定例会で出されたんですよ。この議案を提出する理由であるという提案理由の説明が述べられて、この提出について教育委員会で認められたということですか。

(答) 提出っていうのは、この方針がこのまま原案どおり認められたところまでは行かずに、もう一度次の定例会に出すことを含めて、もう一度検討させていただくと。

(質) 採決というか、決定はとりあえず保留したということですか。

(答) そうです。決定保留です。

(質) そしたら、具体的にどの部分なのかというのを。

(答) それは委員からということではなくて、事務局の方からですが、5ページのアンケートのところがあるかと思うんですけど、1番目の②「各学校においてアンケート調査等

のプライバシーに十分配慮するよう促す」ということがあるんですが、今回の千葉の事案もございましたので、ここに先ほどご質問いただいたようなことも含めて、もう少し書き込むかどうか。

(質) それは、先ほどの質問で「ない」との答えだったが、千葉の事案を受けて新たに決まったことではないんですか。

(答) 新たに決まったというか、検討しようかということです。行為として起こすのはと言ってしまいましたので、私の理解不足で申し訳ありません。

(質) そしたらプライバシーに十分配慮するよう促すという項目は、方針自体は平成25年でしたっけ、その当初からこの項目が設けられていたのか、今回、改定にあたってこの項目が新たに加わったのかどちらですか。

(答 こども安全対策監) 少し待ってください。

(質) 次の定例会っていつなんですかね。

(答) 3月7日です。

(質) そうすると、3月7日までに教育委員会事務局としてさらなる改定をするかを判断したうえで、3月7日に何らかの形で改めて提出すると。

(答) そうです。

(質) そうすると、今日議案として委員会に出したけれども保留にしたいというふうに。

(答) そうです。こちらから申し上げました。教育委員会の事務局側から説明をしたうえで、野田の事案もあって。

(質) そうすると、認識として定例会の議案に上がったというふうにとらえていいんですかね。

(答) 議案に上げて、保留して、承認は次に引き延ばしてもらったということです。

(質) 提出中な訳ですか。

(答) そうです。継続審議っていう、その言葉が正しいかはどうかですけど、継続審議ということです。

(質) 委員からはどんな言葉が出ましたか。

(答) 委員からは渡したとか渡していないとかいうことではなく、教育委員会が組織として子どもたちを守る、子どもたちのためにどうしなければいけないかということをきちっと方針を持っていないのはだめですねということがございました。そのうえでどうするかっていうことを、アンケートを見せたとか見せてないとか、そういういうことも大切だけれども、教育委員としてこういう時に子どもたちのために原点に戻ってどうしなければいけなかったか、いけないかということを考えなくてはいけないねっていうご意見がありました。

(答 生徒指導課) 先ほどの質問ですけれどもいいですか。もともとの平成26年に策定した方針の方にはそういう表現が書き込んであります。

(質) 当初から書いてあって、今回の提出にあたっては特にこの部分については変更はしていない状態ですか。今のところは。

(答 生徒指導課) 今のところは。

(質) 千葉の案件を受けて、加筆しようというのはどこの部分と言ったらいいですか。どこを修正される予定なんですか。

(答) そこも含めてどこに書くか、プライバシーの配慮とか個人情報保護とかは各章に出てきていて、各章というかそういう単語を使っているところが。本当に今終わったばかりなので、提案させていただいたうえで今日発表させていただいたので、どの部分をということはまだ、もう一回読み込んでどこに入れたらいいかというのを考えさせていただきたい。ひょっとしたら、「十分配慮するよう促す」という言葉でいいのかもしれないですけど、そこも含めて検討をもう一度させてくださいというふうにこちらからは申しあげましたので。

(質) 5 ページに書いてあるこの辺りは多少加筆されることになるんですかね。

(答) 今回アンケートを見せたということだけで、じゃあアンケートのところだけ加筆すればいいのかっていうことでもないし、本当にもっと原点のところから何かを、人権のところから考えないといけないとか、色々出てくるかもわかりませんので、それはちょっと検討させていただくということで。

(質) 全体的にどう直すか検討したうえで、改めて次回提案したいということですね。

(答) そうです。ここだけかもしれないし、入れないかもわからないし、もうちょっと違うところもあるかもしれないと思います。21 ページのところについても、真ん中の(6)の3つ目のアンケート調査の実施により得られた結果については、ということが書いてありますので、ここにもさらに書くのか、これで読めるのかとか、もう少し事務的に検討した方がよいというふうにこちらが判断させていただいていますので、保留させていただきました。

(質) 本当は今回で委員の皆さんから承認を受けて、方針を決める予定だったということですか。

(答) はい。予定でした。かといって引っ込めてっていうのではなくて、もう議案として提示も、項目も出してありましたし、今の結果だけご承知いただいたうえで、今の流れを見てということでこちらから申し上げたというのが事実でございます。

(質) 今日はどっちかという経過説明みたいな感じ。

(答) そうですね。経過説明というか、こういうふうに改定したいと、でもこういうことがあったので、今そういうことを考えさせてもらっているんで、どう書くか書かないかをもう一度検討させてください、それで保留と、保留という単語は教えていただきましたけども、保留ということにさせていただいているのが流れです。

(質) 保留を決めたのも定例会なんですよ。事務局の権限ではなくて、教育委員会の定例会の判断として保留したということですよね。

(答) そういうことです。

(質) そうしたらもう一回改めてですけど、千葉の事案を受けて、保留を提案したという思いをコメントいただいてよろしいでしょうか。教育長、どういうふうな点を問題意識をもって、しようと思っていますか。

(答) 今回は虐待で始まったことではあるんですけど、実際いじめの基本方針の中でも、アンケート調査を取って、それをどうするかとか、どういうふうに公表するかというのも具体的にも書き込んでいるので、今回の重い事案がありましたので、それを受けて私たちも慎重に検討して、書くべきところは書くようなことを考えたいというのが思いです。

○いじめ重大事態について

(質) いじめの方であれですけど、1個調査事案ありましたよね。あれは今どういう状況ですか。

(答) 1月の終わりに審議会の委員が保護者の方、学校の関係者に聴き取りを行ったという事実がございます。今はそこまでです。

(質) 保護者というのはいじめを受けていたとされる保護者。

(答) いじめを受けたとされる側の保護者です。

(質) 学校関係者ってなんですか。

(答 生徒指導課) 担任です。

(質) 担任だけですかね。

(答 生徒指導課) そうです。

(質) まだ続いているんですけど。

(答) もちろん、続いています。

(質) 今後どういうスケジュールなんですか。

(答) まだ聞かれた内容を受けて次どうしていくかというのを審議会の委員の中で検討されると思いますので、それをどうするかということは私どもは聞いておりません。もちろん聴き取りには事務局は全く同席もしておりませんので、どのようにされるかっていうのは、多分、こうしたっていうのがうちにあって、次どうするかというのを、スケジュール的な、考えていくんだと思います。

(質) 第2回の会議は決まってるんですか。

(答) それも含めてですね。2回の会議をしたらどう内容になるのかっていうのも聴き取りをされた委員とかが話をされると思いますので、それを受けてじゃあ第2回いつにしようかということになると思います。そこもまだ全くです。

○三重県いじめ防止基本方針について

(質) 戻ってしまって恐縮なんですけど、この県いじめ防止基本方針っていうのは理念的なものを示すという理解でいいんですか。

(答) 聞かれてもいないことを説明するんですが、いじめの法律ができたときにこの方針ができて、それで県でもできて、学校でもできて、それぞれの市町教育委員会でもできた、割と具体的な内容になっているはずですよ。理念というか、その後三重県においては条例もできたので。

(質) 条例ができたので今回改正すると。

(答) そうです。国では方針を29年の3月に改定しているんですね。なのでそこで変えるっていうのもあったんですが、三重県は条例も作っているんで、三重県では条例も含めて、国の改定も含めて、それを入れて今作ろうとしているという状況です。割と具体的だと思います。

(質) これを教育現場での目安にしてもらおうというもの。

(答) そうです。

(質) 県条例は触らない。

(答) 条例は触りません。全く。

(質) 方針を教育委員会で変えて、決定する。

(答) そうです。

(質) 議会の承認もいない。

(答) 議会の承認はいりません。

(以上) 16時40分 終了